【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年6月18日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 泰彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 米山 亮

【電話番号】 03 - 5524 - 8161

【届出の対象とした募集内国投資信託受 しんきんフコクESG日本株式ファンド

益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受 2,000億円を上限とします。

益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

しんきんフコクESG日本株式ファンド(以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。(以下「受益権」といいます。)

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付は ありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はあり ません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。 (ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) < コールセンター > 0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ > https://www.skam.co.jp

(5)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

(7)【申込期間】

2021年6月19日から2021年12月17日まで

(申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ https://www.skam.co.jp

コールセンター 0120-781812 (携帯電話・PHSからは 03-5524-8181)

(受付時間:営業日の9:00から17:00まで)

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとし ます。
- ・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後3時までに受け付けた取得および換金の申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度について

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

EDINET提出書類

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
 - (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。 ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1)商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券 不動産投信 その他資産
追加型投信	内外	() 資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一大型株 一大型株 一大型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバ 日本 北米 アセヤ アセウ アウ 中中フ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「国内」…目論見書または投資信託約款(以下、「目論見書等」といいます。)において、組入 資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「株 式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

<属性区分の定義 >

「その他資産(投資信託証券(株式))」…目論見書等において、投資信託証券(マザーファンド)を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの

「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資する旨の記載があるもの

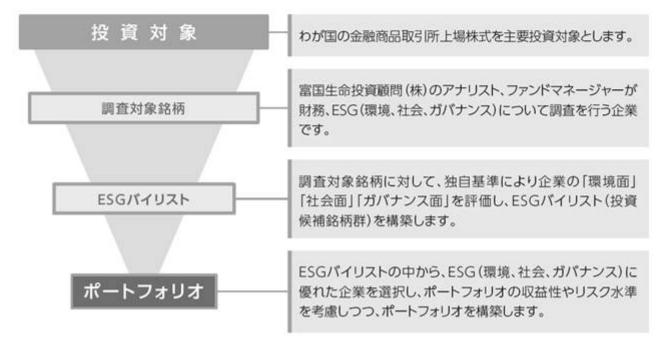
当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(https://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資します。

- ●財務情報に加えて、非財務情報である "ESG" (環境 (Environment)・社会 (Social)・ガバナンス (Governance))情報に基づき企業価値を分析することで、 多面的に企業を評価します。
- ◆アナリスト、ファンドマネージャーによるESGに係る個別企業の直接訪問調査を 重視します。
- 株式の運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

銘柄選定プロセス

社会的責任を果たすことにより、持続可能な経済の成長を推進する企業に投資する ため、ESG(環境、社会、ガバナンス)についての個別企業調査を重視します。



ベンチマークについて

しんきんフコク ESG 日本株式ファンドでは、投資銘柄の決定などにあたって目安と なる指標(このような指標を「ベンチマーク」といいます。)を設定しています。 当ファンドは、東証株価指数 (TOPIX) をベンチマークとし、これを中長期的に上回る 投資成果を目指します。

※東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 ((株)東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の 公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。 なお、本商品は、(株)東京 証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株) 東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に 起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

■ 収益分配について

年1回の決算時(3月22日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って 分配を行います。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を 含みます。) 等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配 対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

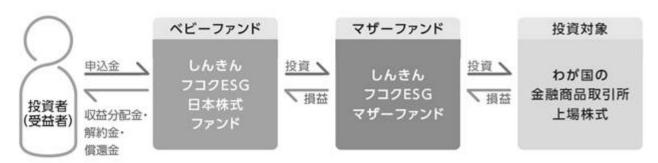
■ 収益分配金に関する留意事項

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、 投資信託で分配金が支払われるイメージ 投資信託の純資産から支払われます ので、分配金が支払われると、その金額 相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価 益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日 の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示す ものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質 的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さ かった場合も同様です。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんフコクESG日本株式ファンド(ベビーファンド)にまとめられ、しんきんフコクESGマザーファンド(マザーファンド)に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用(信託報酬)等のコストは掛かりません。
※しんきんフコクESG日本株式ファンド(ベビーファンド)は直接、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することがあります。

当ファンドの実質的な運用を行う「しんきんフコクESGマザーファンド」の運用指図に 関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。

●投資顧問会社:富国生命投資顧問(株) 「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第458号 「加入協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

富国生命グループの投資顧問会社として、1986年7月設立。ESG運用については、2003年 12月より開始。当初より、ESG面に関して自社での直接取材に運用会社として取り組んでいます。 2016年2月には、PRI (責任投資原則) に署名しました。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ●外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

- ・2,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2019年 4 月26日 信託契約締結、当初設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

受益者:お申込者 募集買付・一部解約等のお申込み 一部解約金・分配金等のお支払い 販売会社 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契 約に基づき次の業務を行います。 ①受益権の募集取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 等 投資信託受益権の募集 販売の取扱い等に関する契約 委託会社 受託会社 投資顧問会社 三菱UFJ信託銀行 しんきんアセットマネジメント 富国生命投資顧問 株式会社 投信株式会社 株式会社 信託契約の受託者であ 信託契約の委託者であ 「しんきんフコクES り、次の業務を行いま り、次の業務を行いま Gマザーファンド」の 投資 証 す。 運用委託先であり、株 券投 ①投資信託財産の保管・ 式に関する運用業務を 管理 資 任 ①受益権の発行・募集 行います。 ②投資信託財産の計算等 信 ②投資信託財産の運用指 (再信託受託会社:日本 託 図 等 マスタートラスト信託銀 行株式会社) しんきんフコクESG日本株式ファンド

しんきんフコクESGマザーファンド(親投資信託)

<委託会社の概況>(本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立

1991年3月 投資顧問業の登録

1992年3月 投資一任契約に係る業務の認可

1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更

1998年12月 証券投資信託委託業の認可

2007年9月 金融商品取引業者(投資運用業、投資助言・代理業)の登録

2017年8月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

「しんきんフコクESGマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要 投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度

- 1) 投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に基づき運用を行います。
- イ.わが国の金融商品取引所に上場している株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資 対象とします。
- 口. 東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ハ.運用にあたっては、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資します。
- 二. ESG(環境・社会・ガバナンス)面の評価を、財務面の評価に加えて行うことにより、多面的に企業を評価します。
- ホ.株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 2) マザーファンドの運用にあたっては、富国生命投資顧問株式会社に運用の指図に関する権限を委託します。
- 3) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

- 4) 株式以外の資産(マザーファンドを通じて投資する場合は、当該親投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。) への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる ものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ・有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)
 - 八.約束手形
 - 二. 金銭債権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ.為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきんフコクESGマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第 1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

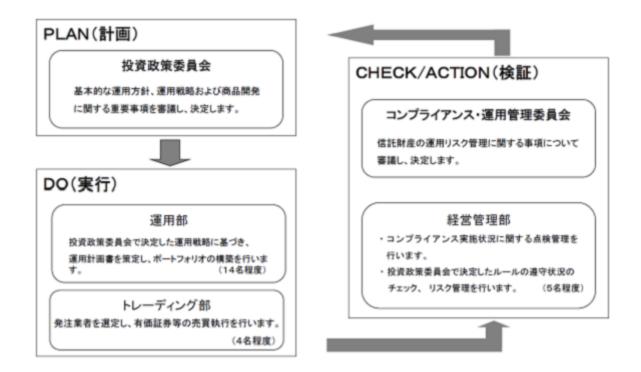
委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により 運用することの指図をすることができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

(3)【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

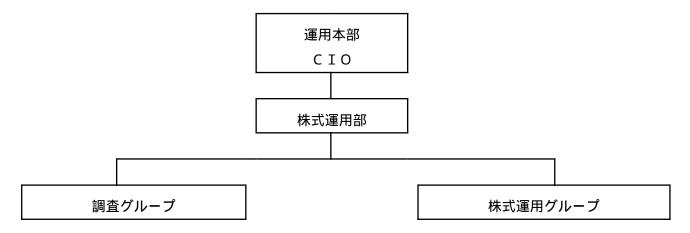
投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

<参考>

当ファンドの主要投資対象である「しんきんフコクESGマザーファンド」(親投資信託)の運用は、 富国生命投資顧問株式会社に委託しています。

富国生命投資顧問株式会社では、CIOを運用における最高投資責任者とし、株式運用部内における株式運用グループが実際の運用を担当します。



ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の決算日(毎年3月22日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。)に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の 場合は、分配を行わないこともあります。

留保益は、投資信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

「しんきんフコクESG日本株式ファンド」の投資信託約款(以下「約款」といいます。)および 法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券(親投資信託の受益証券は除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資 産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な いことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号およ び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)へ の実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e.投資信託財産に属する転換社債型新株予約権付社債の転換請求および新株予約権の行使により 取得可能な株券
 - f. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
- 2)委託会社は、我が国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- 1)委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間 を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

1)委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて はこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式 の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の借入れ

- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2)前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)投資信託財産の一部解約等の事由により、2)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4)1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。 資金の借入れ
- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)1)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額 の範囲内。
 - c.借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3)1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 4)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

1)同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の 指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が 定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合 において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書 に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に 指図しないものとします。

(参考)「しんきんフコクESGマザーファンド」の概要

(1)投資方針

投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 東証株価指数(TOPIX) をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- 2)運用にあたっては、社会的責任を果たすことにより、持続的に成長する可能性が高いと考えられる企業の株式に投資します。
- 3) ESG(環境・社会・ガバナンス)面の評価を、財務面の評価に加えて行うことにより、多面的に企業を評価します。
- 4)運用指図に関する権限は、富国生命投資顧問株式会社に委託します。
- 5)株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 6)運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができま す。
- 7)株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 8) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)投資対象

投資の対象とする資産

- 1)特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。本邦通 貨表示のものに限ります。以下同じ。)
 - a.有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。)
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 21) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。) により運用することの指図を行うことができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形

(3)投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産 の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得な いことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号お よび第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

「しんきんフコクESG日本株式ファンド」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、全て投資者に帰属します。

(1)基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動 します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

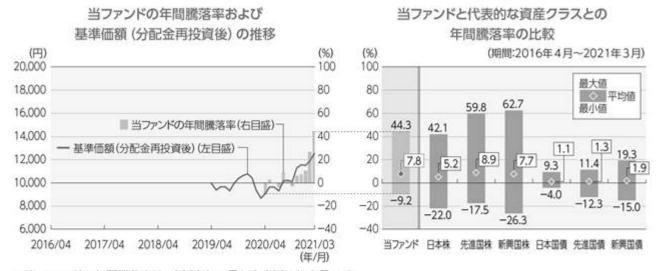
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

(3)リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の 観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関 連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコ ンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリス クの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



- ※当ファンドの年間騰落率は、2020年4月から2021年3月です。
- ※基準価額(分配金再投資後)は、2019年4月末から2021年3月末です。
- ※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。
- ※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信(株)が公表している基準価額とは異なる場合があります。
- ※上記の右グラフは、当ファンドについては2020年4月から2021年3月、代表的な資産クラスについては2016年4月から2021年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内 普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、 配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進 国の株式を対象として算出した指数で、配当 を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式 を対象として算出した指数で、配当を考慮した ものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債 市場の動向を的確に表すために開発された 投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、 日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を 各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表 している、新興国が発行する現地通貨建国債 を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

- (注)海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
- ※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

[※]騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料および信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.968%(税抜0.880%)

1万口あたりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

- ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および 毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)

支払先		配分 (税抜) および役務の内容
委託会社	純資産総額に対して、 年率0.50%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の 作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率 0.35%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理 および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率 0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図 の実行等の対価

(注)「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社の運用管理費用(信託報酬)には富国生命投資顧問株式会社へ支払う投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は、計算期間を通じて毎日、当ファンドに係る「しんきんフコクESGマザーファンド」の受益証券の純資産総額に対して、年率0.3%(税抜)以内の率を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の 負担とし、投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相 当額、先物取引・オプション取引等に要する費用は、投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に係る監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.0055%(税抜0.005%)を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末また は信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1)受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)があります。受益者が「元本払戻金(特別分配金)」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金(特別分配金)」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記 < 個別元本および収益分配金の区分の具体例 > をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

1)個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用 (申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得と みなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税 5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニア NISA(ニーサ)」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等 から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非 課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合 わせください。

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

2)法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金 時および償還時の差益に 対する課税 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

益金不算入制度の適用はありません。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

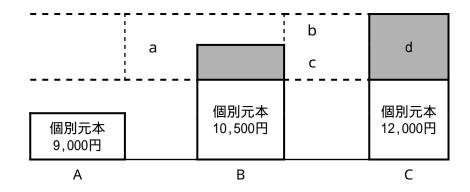
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

分配金落ち前 基準価額 12,000円

分配金落ち後 基準価額 10,000円



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、 a の部分(2,000円)は 普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っている c の部分(500円)は「元本払戻金(特別分配金)」となり、収益分配金(2,000円)から c 「元本払戻金(特別分配金)」(500円)を差引いた残りの b の部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払 戻金(特別分配金)」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は2021年3月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。 投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

【しんきんフコクESG日本株式ファンド】

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	654,960,226	99.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		907,879	0.14
合計(純資産総額)		655,868,105	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		しんきんフコクESGマザー ファンド	376,111,305	1.7560	660,451,451	1.7414	654,960,226	99.86

口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.86
合計	99.86

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

***		純資産総	額(円)	1万口当たり純	資産額(円)
期別		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末	(2020年 3月23日)	409,210,923	409,210,923	7,864	7,864
第2計算期間末	(2021年 3月22日)	661,287,148	661,287,148	12,648	12,648
	2020年 3月末日	452,390,491		8,690	
	4月末日	472,768,777		9,077	
	5月末日	502,998,265		9,653	
	6月末日	502,472,193		9,639	
	7月末日	485,556,366		9,311	
	8月末日	529,902,078		10,158	
	9月末日	534,110,134		10,234	
	10月末日	527,514,616		10,102	
	11月末日	589,877,824		11,292	
	12月末日	604,183,481		11,559	
	2021年 1月末日	601,907,286		11,514	
	2月末日	620,742,323		11,877	
	3月末日	655,868,105		12,540	

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期	2019年 4月26日~2020年 3月23日	0
第2期	2020年 3月24日~2021年 3月22日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期	2019年 4月26日~2020年 3月23日	21.36
第2期	2020年 3月24日~2021年 3月22日	60.83

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数(口)
第1期	2019年 4月26日~2020年 3月23日	520,496,066	146,210
第2期	2020年 3月24日~2021年 3月22日	2,775,681	275,366

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

しんきんフコクESGマザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	14,518,501,300	98.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		189,372,215	1.29
合計(純資産総額)		14,707,873,515	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニー	電気機器	59,500	11,461.88	681,981,860	11,595.00	689,902,500	4.69
2	日本	株式	任天堂	その他製品	7,400	62,980.00	466,052,000	61,810.00	457,394,000	3.11
3	日本	株式	信越化学工業	化学	23,000	18,276.57	420,361,149	18,610.00	428,030,000	2.91
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	85,500	5,407.94	462,379,324	5,004.00	427,842,000	2.91
5	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	118,200	3,573.13	422,344,242	3,587.00	423,983,400	2.88
6	日本	株式	ソフトバンクグ ループ	情報・通 信業	41,500	9,864.35	409,370,855	9,330.00	387,195,000	2.63
7	日本	株式	ダイキン工業	機械	16,600	22,218.21	368,822,427	22,320.00	370,512,000	2.52
8	日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	35,900	9,960.55	357,583,954	9,860.00	353,974,000	2.41
9	日本	株式	小松製作所	機械	99,900	3,391.04	338,764,896	3,419.00	341,558,100	2.32
10	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	50,100	6,649.32	333,131,308	6,540.00	327,654,000	2.23

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

受益証券)

		_		_				有価証券	届出書(内国投 資	<u> </u>
11	日本	株式	日本電信電話	情報・通 信業	114,100	2,947.30	336,288,036	2,842.00	324,272,200	2.20
12	日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	80,400	4,301.59	345,848,299	4,007.00	322,162,800	2.19
13	日本	株式	日本電産	電気機器	23,900	13,301.56	317,907,371	13,435.00	321,096,500	2.18
14	日本	株式	A G C	ガラス・土石製品	65,000	4,355.00	283,075,587	4,630.00	300,950,000	2.05
15	日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	89,600	3,344.95	299,707,548	3,319.00	297,382,400	2.02
16	日本	株式	富士フイルムホー ルディングス	化学	42,800	6,650.46	284,639,718	6,571.00	281,238,800	1.91
17	日本	株式	オービック	情報・通 信業	13,400	19,670.29	263,581,949	20,230.00	271,082,000	1.84
18	日本	株式	カシオ計算機	電気機器	129,000	2,043.27	263,582,327	2,085.00	268,965,000	1.83
19	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	78,900	3,436.05	271,104,742	3,241.00	255,714,900	1.74
20	日本	株式	テルモ	精密機器	58,200	3,870.15	225,243,140	3,999.00	232,741,800	1.58
21	日本	株式	三井化学	化学	65,500	3,669.95	240,381,811	3,495.00	228,922,500	1.56
22	日本	株式	丸井グループ	小売業	106,300	2,293.73	243,823,684	2,079.00	220,997,700	1.50
23	日本	株式	三菱商事	卸売業	70,600	3,276.96	231,353,657	3,130.00	220,978,000	1.50
24	日本	株式	ディスコ	機械	5,800	33,812.18	196,110,683	34,750.00	201,550,000	1.37
25	日本	株式	三井住友トラス ト・ホールディン グス	銀行業	52,100	4,144.41	215,924,187	3,859.00	201,053,900	1.37
26	日本	株式	第一三共	医薬品	61,500	3,230.61	198,682,633	3,225.00	198,337,500	1.35
27	日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	135,300	1,485.55	200,995,393	1,438.50	194,629,050	1.32
28	日本	株式	島津製作所	精密機器	48,300	3,910.22	188,863,883	4,005.00	193,441,500	1.32
29	日本	株式	横河電機	電気機器	91,100	2,111.90	192,394,191	2,038.00	185,661,800	1.26
30	日本	株式	花王	化学	25,100	7,209.14	180,949,628	7,313.00	183,556,300	1.25

口.種類別及び業種別の投資比率

7 T W T		ソレイエ	10.5011 (a) >
木	国内 / 外国	業種	Ⅰ 投資比率(%) Ⅰ
1至大只		* 1	

			<u> 业务庙出青(内国投資信託</u>
株式	国内	建設業	2.70
		食料品	3.97
		繊維製品	1.07
		パルプ・紙	0.82
		化学	10.75
		医薬品	3.68
		ガラス・土石製品	3.00
		鉄鋼	0.96
		非鉄金属	1.85
		機械	8.08
		電気機器	17.67
		輸送用機器	4.81
		精密機器	3.46
		その他製品	4.50
		電気・ガス業	1.10
		陸運業	2.76
		海運業	0.39
		情報・通信業	9.66
		卸売業	4.39
		小売業	2.68
		銀行業	3.56
		保険業	1.83
		不動産業	1.59
		サービス業	3.45
合計			98.71

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

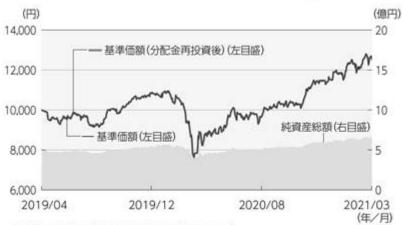
該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

データは2021年3月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額	12.540円
純資産総額	656百万円
分配の推移 (税引	ij)
決算期	分配金
2021年 3月	0円
2020年 3月	0円
設定来累計	0円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

主要な資産の状況

『資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきんフコクESG マザーファンド	99.86%
2	現金·その他	0.14%

※投資比率は、しんきんフコクESG日本株式ファンド の純資産総額に対する当該資産の時価の比率 です。

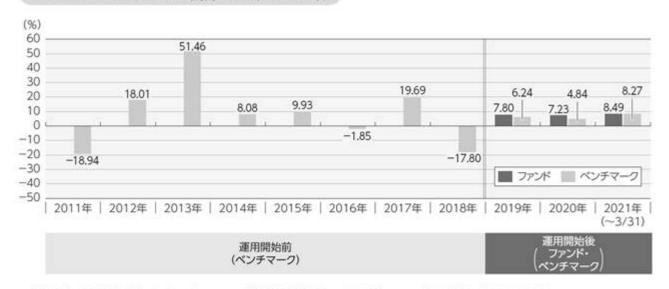
』(参考) しんきんフコク ESG マザーファンドの状況

	組入	L位 10 銘柄	
	銘柄名	業種	投資比率
1	ソニー	電気機器	4.69%
2	任天堂	その他製品	3.11%
3	信越化学工業	化学	2.91%
4	日立製作所	電気機器	2.91%
5	伊藤忠商事	卸売業	2.88%
6	ソフトバンクグループ	情報·通信業	2.63%
7	ダイキン工業	機械	2.52%
8	豊田自動織機	輸送用機器	2.41%
9	小松製作所	機械	2.32%
10	浜松ホトニクス	電気機器	2.23%

	組入上位10業種		
	業種	投資比率	
1	電気機器	17.67%	
2	化学	10.75%	
3	情報·通信業	9.66%	
4	機械	8.08%	
5	輸送用機器	4.81%	
6	その他製品	4.50%	
7	卸売業	4.39%	
8	食料品	3.97%	
9	医薬品	3.68%	
10	銀行業	3.56%	

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。 ※しんきんフコクESGマザーファンドの純資産総額は、14,708百万円です。

年間収益率の推移 (期間:2011年~2021年)



- ※2011年から2018年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの実績ではありません。
- ※2019年は4月26日(設定日)から同年最終営業日までの当ファンドおよびベンチマークの実績収益率を表示しています。
- ※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。
- ※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1)申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2)分配金の受取方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」の2つのコースがあります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。) 分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく投資契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます)を締結します。
- (3)申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4)申込に係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額(ただし、当初申込期間は1口=1円)です。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5)各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申 込みの受付けを中止することができます。取得申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当 該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (7)取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行っための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込 (販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812 携帯電話・PHSからは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00)

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3)受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4)委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5)解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- (6)換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 一部解約金に係る収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (9)解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目以降から販売会社の営業 所等で支払われます。
- (10) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する 支払いにつき、その責に任じません。
- (11)換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注)収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金 (解約)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) < コールセンター > 0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) < ホームページ > https://www.skam.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時 価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といい ます。)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)

・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則とし て日本経済新聞朝刊に掲載されます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) < コールセンター > 0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ > https://www.skam.co.jp

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1)親投資信託受益証券 原則として、計算日の基準価額で評価します。

2)株式

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他」の「 ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年3月23日から翌年3月22日までとします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

1)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることがで

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

きます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2)委託会社は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3)前項の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4)2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5)2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6)委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託 会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決 された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8)受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託 会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2)委託会社は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3)前項の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 4)2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を もって行います。
- 5)書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6)2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当 該提案につき、この約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした ときには適用しません。
- 7)前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部 の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として 支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または 重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める 反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関す る契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自 動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、 随時変更される場合があります。

投資顧問会社との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約の有効期間は、信託の終了日までとしま すが、契約期間中でも3か月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約すること ができます。契約の変更等を行った場合には、運用報告書、有価証券報告書等においてお知らせしま す。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日(原則3月22 日)および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売 会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。 権利行使の方法等については、前記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参 照ください。

(4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2020年3月24日から2021年3月22日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】 しんきんフコクESG日本株式ファンド (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2020年 3 月23日現在)	当期 (2021年 3 月22日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,691,928	-
コール・ローン	-	3,694,650
親投資信託受益証券	406,621,800	660,451,451
未収入金	2,000,000	-
流動資産合計	411,313,728	664,146,101
資産合計	411,313,728	664,146,101
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	71,289	96,913
未払委託者報酬	2,019,783	2,745,893
未払利息	-	9
その他未払費用	11,733	16,138
流動負債合計	2,102,805	2,858,953
負債合計	2,102,805	2,858,953
純資産の部		
元本等		
元本	1, 3 520,349,856	1, 3 522,850,171
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 111,138,933	138,436,977
(分配準備積立金)	2,690,891	136,722,331
元本等合計	409,210,923	661,287,148
純資産合計	409,210,923	661,287,148
負債純資産合計	411,313,728	664,146,101

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(单位:白)
	前期 (自 2019年4月26日 至 2020年3月23日)	当期 (自 2020年3月24日 至 2021年3月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	108,378,200	254,829,651
営業収益合計	108,378,200	254,829,651
営業費用		
支払利息	1,108	2,309
受託者報酬	149,919	179,475
委託者報酬	1 4,247,723	1 5,084,957
その他費用	24,958	30,508
営業費用合計	4,423,708	5,297,249
営業利益又は営業損失()	112,801,908	249,532,402
経常利益又は経常損失()	112,801,908	249,532,402
当期純利益又は当期純損失()	112,801,908	249,532,402
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	32,128	99,712
期首剰余金又は期首欠損金()	-	111,138,933
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,631,305	143,220
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	58,557
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1,631,305	84,663
剰余金減少額又は欠損金増加額	458	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	458	-
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金()	111,138,933	138,436,977

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び 評価方法 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

(貝目が黒衣に関する圧む)		
区分	前期 (2020年 3 月23日現在)	当期 (2021年 3 月22日現在)	
首元本額、期中追	期首元本額 500,000,000円 期中追加設定元本額 20,496,066円	期首元本額 520,349,856円 期中追加設定元本額 2,775,681円	
額	期中一部解約元本額 146,210円	期中一部解約元本額 275,366円	
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 111,138,933円であります。		
3 計算期間末日にお ける受益権の総数	520,349,856□	522,850,171□	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

摂血及び利小並引 弁目に関するため /				
前期			当期	
(自 2019年4月26日 至 2020年3月23日)			(自 2020年 3 月24日 至 2021年 3 月22日	
主 2020年3月23日)			主 2021年3月22日	1)
1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託 において、信託財産の運用の指図に係わる権 限の全部又は一部を委託するために要する費 用		1 当信託財産の主要投資対象である親投資信託 において、信託財産の運用の指図に係わる権 限の全部又は一部を委託するために要する費 用		
「しんきんフコクESGマザーファンド」 の純資産総額のうち当ファンドに帰属する部 分に対して、年率0.30%以下を乗じた金額を 委託者報酬の中から支弁しております。		同	左	
2 分配金の計算過程		2	分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	2,690,891円	Α	費用控除後の配当等収益額	11,136,139円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	122,896,717円
C 収益調整金額	27,143円	С	収益調整金額	1,714,646円
D 分配準備積立金額	0円	D	分配準備積立金額	2,689,475円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,718,034円	Е	当ファンドの分配対象収益額	138,436,977円
F 当ファンドの期末残存口数	520,349,856口	F	当ファンドの期末残存口数	522,850,171□
G 10,000口当たり収益分配対象額	52円	G	10,000口当たり収益分配対象額	2,647円
H 10,000口当たり分配金額	0円	Н	10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額	0円	I	収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分	前期 (自 2019年4月26日 至 2020年3月23日)	当期 (自 2020年3月24日 至 2021年3月22日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該 金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る事 項に関する注記」の「有価証券の 評価基準及び評価方法」に記載の 有価証券であります。当該有価証 券には、性質に応じてそれぞれ価 格変動リスク、流動性リスク、信 用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行れを関連部門に報告し、是正を則別でを明連部門に報告し、是正を則別でであります。原則のでは、カーンの計測・分析に関連があります。の計測・分析にファンの計測・分析に関連のでは、カーンの計測・分析に対しては、カーンの計測・分析に対しては、カーンの計測・分析に対しては、カーンの計測・分析に対しては、カーンの計画を関係に対しては、カーンの計画を関係に対している。	が、ファンドのリスク会連守のリターの計測・分析およる監視していると連守すり、大会連帯状況を監視しているとである。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

2.金融商品の時価等に関する事項

2. 金融同品の時間もに関する事項				
区分	前期 (2020年 3 月23日現在)	当期 (2021年 3 月22日現在)		
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価 で計上しているため、その差額は ありません。	同左		
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事 項に関する注記)に記載して おります。	(1)有価証券 同左		
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左		
	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品は、短期 間で決済され、時価は帳簿価 額と近似していることから、 当該金融商品の帳簿価額を時 価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左		

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3.金融商品の時価等に関す る事項についての補足説 明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
-----------------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期 (2020年 3 月23日現在)	当期 (2021年 3 月22日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	107,806,967円	254,589,741円
合計	107,806,967円	254,589,741円

(デリバティブ取引等に関する注記)

()) () () () () () () () () (
前期	当期 当期
(2020年3月23日現在)	(2021年 3 月22日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

`	(NEIFICONTICE)		
	前期 (自 2019年4月26日 至 2020年3月23日)	当期 (自 2020年3月24日 至 2021年3月22日)	
	該当事項はありません。	同左	

(1口当たり情報)

11=1.0 = 1101167		
前期 (2020年 3 月23日現在)	当期 (2021年 3 月22日現在)	
1 口当たり純資産額 0.7864円	1 口当たり純資産額 1.2648円	
(1万口当たり純資産額 7,864円)	(1万口当たり純資産額 12,648円)	

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式 該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきんフコクESG マザーファンド	376,111,305	660,451,451	
親投資信託受	益証券 合計	376,111,305	660,451,451	
台	·計	376,111,305	660,451,451	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「しんきんフコクESGマザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。 なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんフコクESGマザーファンド」の状況 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきんフコクESGマザーファンド

(1) 貸借対照表

区分		2021年 3 月22日現在		
科目	注記 番号	金額(円)		
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		50,064,951		
株式		14,652,051,380		
未収入金		2,281,426,680		
未収配当金		12,180,850		
流動資産合計		16,995,723,861		
資産合計		16,995,723,861		
負債の部				
流動負債				
未払解約金		2,255,000,000		
未払利息		131		
その他未払費用		573		
流動負債合計		2,255,000,704		
負債合計		2,255,000,704		
純資産の部				
元本等				
元本	1, 2	8,394,549,978		
剰余金				
剰余金又は欠損金()		6,346,173,179		
元本等合計		14,740,723,157		
純資産合計		14,740,723,157		
負債純資産合計		16,995,723,861		

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相 場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取
引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2021年 3 月22日現在
1 信託財産に係る期首元本 額、期中追加設定元本額及 び期中一部解約元本額	期首元本額 9,336,333,659円 期中追加設定元本額 587,256,052円 期中一部解約元本額 1,529,039,733円
元本の内訳	しんきんフコクESG日本株式ファンド 376,111,305円 しんきんESGスペシャル(適格機関投資家限定) 8,018,438,673円 合計 8,394,549,978円
2 本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける受益権の総数	8,394,549,978□

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

□・玉煕冏品の仏流に関する事項		
区分	自 2020年 3 月24日 至 2021年 3 月22日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への 投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2021年 3 月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算 期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間 で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

7	5月日时日 1111年7月		
		2021年 3 月22日現在	
	種類	当期間の損益に含まれた評価差額	
	株式	4,823,631,797円	
ſ	合計	4,823,631,797円	

⁽注)当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンド の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

<u>(</u> アリハティノ取り寺に渕98注記 <i>)</i>
2021年 3 月22日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

I	(関連日事者との取引に関する注記)
	自 2020年 3 月24日
	至 2021年 3 月22日
1	
	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(Table 9 lift)	2021年 3 月22日現在
	1 口当たり純資産額 1.7560円
	(1万口当たり純資産額 17,560円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

株式		評価額		
銘柄	株式数(株)	単価(円)	金額(円)	備考
大林組	137,900	1,057.00	145,760,300	
大和ハウス工業	78,300	3,436.00	269,038,800	
明治ホールディングス	19,600	7,220.00	141,512,000	
キリンホールディングス	43,300	2,179.50	94,372,350	
不二製油グループ本社	20,000	3,155.00	63,100,000	
ニチレイ	51,200	2,869.00	146,892,800	
東レ	218,300	740.20	161,585,660	
レンゴー	124,400	1,004.00	124,897,600	
信越化学工業	22,800	18,275.00	416,670,000	
三井化学	65,000	3,670.00	238,550,000	
積水化学工業	74,100	2,161.00	160,130,100	
花王	24,900	7,209.00	179,504,100	
富士フイルムホールディングス	42,500	6,650.00	282,625,000	
資生堂	16,100	7,734.00	124,517,400	
エフピコ	8,100	4,470.00	36,207,000	
ニフコ	35,300	4,095.00	144,553,500	
協和キリン	44,300	3,200.00	141,760,000	
ロート製薬	19,600	3,100.00	60,760,000	
小野薬品工業	25,500	2,937.50	74,906,250	
第一三共	61,000	3,230.00	197,030,000	
ペプチドリーム	12,300	5,120.00	62,976,000	
A G C	64,500	4,355.00	280,897,500	
日本碍子	68,900	2,097.00	144,483,300	
ジェイ エフ イー ホールディングス	102,800	1,417.00	145,667,600	
DOWAホールディングス	32,100	4,795.00	153,919,500	
住友電気工業	73,700	1,723.00	126,985,100	
ディスコ	5,700	33,800.00	192,660,000	
小松製作所	112,200	3,391.00	380,470,200	
ダイキン工業	16,500	22,220.00	366,630,000	
ダイフク	5,200	10,320.00	53,664,000	
日本精工	59,600	1,162.00	69,255,200	
マキタ	31,200	4,835.00	150,852,000	
日立製作所	84,800	5,408.00	458,598,400	
日本電産	23,700	13,300.00	315,210,000	
オムロン	8,900	8,960.00	79,744,000	
ソニー	65,300	11,460.00	748,338,000	
リオン	10,900	2,869.00	31,272,100	
横河電機	90,400	2,112.00	190,924,800	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			有伽証券届出書(内	国权具活武
カシオ計算機	128,000	2,043.00	261,504,000	
ローム	10,900	10,660.00	116,194,000	
浜松ホトニクス	49,700	6,650.00	330,505,000	
小糸製作所	19,800	7,800.00	154,440,000	
豊田自動織機	35,600	9,960.00	354,576,000	
日野自動車	57,800	1,022.00	59,071,600	
本田技研工業	88,800	3,345.00	297,036,000	
テルモ	57,800	3,870.00	223,686,000	
島津製作所	47,900	3,910.00	187,289,000	
タムロン	38,000	2,157.00	81,966,000	
バンダイナムコホールディングス	14,800	7,946.00	117,600,800	
ピジョン	20,500	4,110.00	84,255,000	
任天堂	7,400	62,980.00	466,052,000	
大阪瓦斯	54,700	2,186.00	119,574,200	
東急	80,100	1,535.00	122,953,500	
東日本旅客鉄道	15,300	8,442.00	129,162,600	
日立物流	44,300	3,715.00	164,574,500	
商船三井	33,400	4,295.00	143,453,000	
ユーザベース	22,500	2,702.00	60,795,000	
ラクスル	13,400	4,625.00	61,975,000	
オービック	13,300	19,670.00	261,611,000	
Zホールディングス	199,300	566.40	112,883,520	
日本電信電話	113,200	2,947.00	333,600,400	
ソフトバンク	134,200	1,485.50	199,354,100	
ソフトバンクグループ	41,100	9,864.00	405,410,400	
伊藤忠商事	117,200	3,573.00	418,755,600	
三菱商事	70,000	3,277.00	229,390,000	
コスモス薬品	9,900	17,330.00	171,567,000	
丸井グループ	105,500	2,294.00	242,017,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	51,700	4,145.00	214,296,500	
三井住友フィナンシャルグループ	79,800	4,302.00	343,299,600	
SOMPOホールディングス	24,000	4,409.00	105,816,000	
東京海上ホールディングス	31,400	5,359.00	168,272,600	
パーク24	25,900	2,207.00	57,161,300	
三菱地所	71,500	1,951.00	139,496,500	
イオンモール	21,000	1,909.00	40,089,000	
日本M&Aセンター	25,400	6,130.00	155,702,000	
博報堂DYホールディングス	88,000	1,920.00	168,960,000	
オリエンタルランド	5,000	16,965.00	84,825,000	
セコム	11,300	9,377.00	105,960,100	
合計	4,080,300		14,652,051,380	

株式以外の有価証券 該当事項はありません。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2021年3月31日現在)

資産総額	656,025,838 円
負債総額	157,733 円
純資産総額(-)	655,868,105 円
発行済数量	523,032,548 □
1口当たり純資産額(/)	1.2540 円
(参考)しんきんフコクESGマザーファンド	
資産総額	14,896,768,076 円
負債総額	188,894,561 円
純資産総額()	14,707,873,515 円
発行済数量	8,445,802,826 🗆
1口当たり純資産額(/)	1.7414 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容 該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に 再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による ほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

(2) 当社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の 議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

· 投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理 体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議し ます。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとと もに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を 実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2021年3月31日現在、以下のとおりです。

(親投資信託を除きます。)

(単位:百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	83	863,136
単位型公社債投資信託	17	64,742
単位型株式投資信託	48	110,890
合計	148	1,038,769

(注)純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年 大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関 する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

- 2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 当事業年度				
		(2019年3月]31日現在)	(2020年3月	31日現在)	
科目	注記番号	金	額	金額		
(資産の部)		千円	千円	千円	千円	
流動資産						
現金・預金	*2		5,096,449		6,105,781	
前払費用			22,449		18,738	
未収委託者報酬			534,748		472,704	
未収運用受託報酬	*2		13,102		7,811	
未収収益			49		50	
その他の流動資産			1,313		2,890	
流動資産計			5,668,112		6,607,976	
固定資産						
有形固定資産	*1		90,589		82,167	
建物		71,717		64,512		
器具備品		18,871		17,654		
無形固定資産			26,964		27,614	
ソフトウェア		25,565		26,308		
電話加入権		959		959		
その他		439		346		
投資その他の資産			46,552		44,757	
投資有価証券		2,018		2,479		
長期前払費用		4,870		4,648		
繰延税金資産		39,662		37,628		
固定資産計			164,106		154,539	
資産合計			5,832,218		6,762,516	

		有価証券届出書(内国投資信 前事業年度 当事業年度				
		則爭第 (2019年3月				
	24-7	(ZU19 年 3)-	いロ現住 <i>)</i> 	(2020年3万]31日現在)	
科目	注記番号	金	額	金	額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円	
流動負債						
未払金			382,042		348,153	
未払手数料	*2	319,565		298,154		
その他未払金		62,477		49,999		
未払法人税等			206,238		236,742	
未払消費税等			38,518		60,459	
未払事業所税			2,007		2,020	
賞与引当金			71,011		71,102	
その他の流動負債			3,620		4,016	
流動負債計			703,438		722,494	
固定負債						
退職給付引当金			102,601		109,538	
役員退職慰労引当金			18,487		17,951	
固定負債計			121,089		127,489	
負債合計			824,528		849,984	
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円	
株主資本			5,007,677		5,912,551	
資本金			200,000		200,000	
利益剰余金			4,807,677		5,712,551	
利益準備金		2,000		2,000		
その他利益剰余金		4,805,677		5,710,551		
別途積立金		3,830,000		4,650,000		
繰越利益剰余金		975,677		1,060,551		
評価・換算差額等			13		20	
その他有価証券評価差 額金		13		20		
純資産合計			5,007,690		5,912,531	
負債・純資産合計			5,832,218		6,762,516	

(2)【損益計算書】

		自 2018	業年度 年4月 1日 年3月31日	自 2019	業年度 年4月 1日 年3月31日
科目	注記番号	金	額	金	額
		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,202,260		5,673,201
運用受託報酬	*1		192,056		132,189
営業収益計			5,394,317		5,805,390
営業費用					
支払手数料	*1		2,566,470		2,798,780
広告宣伝費			32,074		37,672
調査費			555,537		590,453
調査研究費		375,631		389,905	
委託調査費		179,906		200,547	
営業雑経費			68,770		67,426
印刷費		61,381		59,367	
郵便料		99		169	
電信電話料		2,404		2,424	
協会費		4,885		5,464	
営業費用計			3,222,852		3,494,332
一般管理費					
給料			578,701		587,623
役員報酬		41,693		53,299	
給料・手当		385,731		386,160	
賞与		67,757		62,682	
法定福利費		75,923		77,704	
福利厚生費		4,080		4,833	
その他給料		3,513		2,943	
賞与引当金繰入			71,011		71,102
退職給付費用			64,269		62,160
役員退職慰労引当金繰入			6,718		10,803
交際費			3,260		3,715
旅費交通費			9,400		10,463
租税公課			25,155		26,856
不動産賃借料			62,753		62,753
固定資産減価償却費			33,479		30,023
諸経費			135,925		131,389
一般管理費計			990,674		996,891
営業利益			1,180,790		1,314,166
営業外収益					
受取利息	*1		136		145
受取配当金			-		17
その他営業外収益			280		263
営業外収益計			416		426

EDINET提出書類

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

営業外費用					
雑損失			904		938
営業外費用計			904		938
経常利益			1,180,302		1,313,653

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

		自 2018	業年度 年4月 1日 年3月31日	自 2019	業年度 年4月 1日 年3月31日
科目	注記番号	金	額	金	額
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,180,302		1,313,653
法人税、住民税および事業税			365,355		406,739
法人税等調整額			4,600		2,040
当期純利益			819,547		904,874

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本					
			利益剰余金				
	資本金	利益	その他利	益剰余金	利益	株主資本	
	≥ .4.π	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計	
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129	
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			750,000	750,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				819,547	819,547	819,547	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計			750,000	69,547	819,547	819,547	
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677	

	評価・指			
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計	
当期首残高			4,188,129	
当期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
別途積立金の取崩				
当期純利益			819,547	
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	13	13	13	
当期変動額合計	13	13	819,560	
当期末残高	13	13	5,007,690	

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	利益剰余金					
	資本金	利益	その他利	益剰余金	利益	株主資本
	其 华亚	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計
当期首残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677
当期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						
別途積立金の積立			820,000	820,000		
別途積立金の取崩						
当期純利益				904,874	904,874	904,874
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計			820,000	84,874	904,874	904,874
当期末残高	200,000	2,000	4,650,000	1,060,551	5,712,551	5,912,551

	評価・指		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	13	13	5,007,690
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			904,874
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	33	33	33
当期変動額合計	33	33	904,840
当期末残高	20	20	5,912,531

重要な会計方針

文 卷公司/J型	
	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
1.有価証券の評価基準及び評価方 法	その他有価証券 時価のあるもの:投資信託は、期末前1か月の市場価格の平均に 基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ~ 50年 器 具 備 品 3年 ~ 20年
	(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可 能期間(5年)に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に 基づき計上しています。
	(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便 法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己 都合要支給額としております。
	(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職 慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費 税等として表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
建物	63,831千円	70,422千円
器具備品	40,573千円	48,310千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
普通預金	3,907,610千円	4,911,204千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,548千円	2,655千円
未払手数料	166,032千円	135,102千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
運用受託報酬	171,273千円	123,017千円
受取利息	134千円	143千円
支払手数料	2,086,194千円	2,333,403千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

(リース取引関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託 報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどない と認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	
(4)投資有価証券	2,018	2,018	
資産計	5,646,318	5,646,318	
(5)未払手数料	319,565	319,565	
(6)その他未払金	62,477	62,477	
(7)未払法人税等	206,238	206,238	
(8)未払消費税等	38,518	38,518	
(9)未払事業所税	2,007	2,007	
負債計	628,807	628,807	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	貸借対照表計上額	1 年以内	1 年超
(1)預金	5,096,091	5,096,091	
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	
合計	5,643,942	5,643,942	

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託 報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどない と認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	6,105,781	6,105,781	
(2)未収委託者報酬	472,704	472,704	
(3)未収運用受託報酬	7,811	7,811	
(4)投資有価証券	2,479	2,479	
資産計	6,588,776	6,588,776	
(5)未払手数料	298,154	298,154	
(6)その他未払金	49,999	49,999	
(7)未払法人税等	236,742	236,742	
(8)未払消費税等	60,459	60,459	
(9)未払事業所税	2,020	2,020	
負債計	647,375	647,375	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1 年超
(1)預金	6,105,476	6,105,476	

EDINET提出書類

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2)未収委託者報酬	472,704	472,704	
(3)未収運用受託報酬	7,811	7,811	
合計	6,585,991	6,585,991	

(有価証券関係)

1.その他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	1,071	1,000	71
小計	1,071	1,000	71
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1,408	1,500	91
小計	1,408	1,500	91
合計	2,479	2,500	20

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有す る退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対 応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用とし て計上しております。

2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	103,292	102,601
退職給付費用	14,918	15,713
退職給付の支払額	15,609	8,777
制度への拠出額		
退職給付引当金の期末残高	102,601	109,538

(2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用 の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	102,601	109,538
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	102,601	109,538
退職給付引当金	102,601	109,538
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	102,601	109,538

(3)退職給付費用

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日		
簡便法で計算した退職給付費用	千円 14,918	千円 15,713		

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 39,525千円、当事業年度 40,250千円であります。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
	千円	千円

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422) 有価証券届出書(内開投資信託受益証券)

					有価証券届出書(内国投資信託
年金資	資産の額		1,669,710,596		1,650,650,110
	オ政計算上の数理債務の額と 責任準備金の額との合計額(注)		1,806,457,984		1,782,453,404
差引額	Į.		136,747,387		131,803,293
(2) 掛金に	こ占める当社の拠出割合		 (2018年3月分)		(2019年3月分)
			0.0676%		0.0746%
(3) 補足討	范 明	は、年登 務残高1 政計算」 円であり 本制別 却方法に	(1)の差引額の主な要因 会財政計算上の過去の勤務債 97,854,570千円および年金財 上の別途積立金61,107,182千)ます。 ほにおける過去勤務債務の償 は、期間19年0か月の元利均等 いであります。	は、年金! 務残高180 政計算上の 円であり。 本制度! 却方法は、	の別途積立金48,949,540千

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日現在)	当事業年度 (2020年3月31日現在)		
繰延税金資産	千円	千円		
賞与引当金繰入限度超過額	21,743	21,771		
役員退職慰労引当金	5,660	5,496		
退職給付引当金繰入限度超過額	31,416	33,540		
未払事業税	10,663	12,019		
未払事業所税	614	618		
その他有価証券評価差額金		6		
その他	3,174	3,219		
繰延税金資産 小計	73,273	76,671		
評価性引当額	33,605	39,043		
繰延税金資産 合計	39,668	37,628		
繰延税金負債	千円	千円		
その他有価証券評価差額金	5			
繰延税金負債 合計	5			
繰延税金資産の純額	39,662	37,628		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	123,017

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

	会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	 係内容				
種類	の名称	住所	または出資金	容容	有(被所有)割 合	役員の 兼務等	事業上の 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	信金中央	東京都	690,998	信用金庫	直接	兼任1	証券投資	投資信託	2,086,194	未払	166,032
	金庫	中央区	百万円	連合会事	(被所有)	人	信託受益	の代行手	千円	手数料	千円
				業	100%		証券の募	数料			
							集販売	運用受託	171,273		
								報酬	千円		
								出向者	111,204		
								人件費	千円		
								事務所	49,958		
								賃借料	千円		

(2)兄弟会社等

			議決権等の所	l	係内容						
種類	の名称	住所	または 出資金	容容	有(被所有)割 合	役員の 兼務等	事業上の 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
1		東京都中央区	20,000 百万円				証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	445,847 千円	未払手数料	90,195 千円

- (注) 1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

	会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
種類	の名称	住所	または 出資金	容	有(被所有)割合	役員の 兼務等	事業上の 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	信金中央	東京都	690,998	信用金庫	直接	兼任1	証券投資	投資信託	2,333,403	未払	135,102
	金庫	中央区	百万円	連合会事	(被所有)	人	信託受益	の代行手	千円	手数料	千円
				業	100%		証券の募	数料			
							集販売	運用受託	123,017		
								報酬	千円		
								出向者	73,481		
								人件費	千円		
								事務所	49,958		
								賃借料	千円		

(2)兄弟会社等

	会社等		資本金		議決権等の所	l	係内容				
種類	の名称	住所	または 出資金	容容	有(被所有)割 合	役員の 兼務等	事業上の 関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
		東京都中央区	20,000 百万円				証券投資 信託受益 証券の募 集販売	投資信託 の代行手 数料	424,462 千円	未払手数料	85,994 千円

- (注)1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2.親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
1株当たり純資産額	1,251,922円67銭	1,478,132円90銭
1株当たり当期純利益金額	204,886円98銭	226,218円53銭

(注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益金額の算	正上の基礎は、	以下のとおり	であります。

	前事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
当期純利益金額	819,547千円	904,874千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	819,547千円	904,874千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

当中間会計期間末 2020年9月30日						
科目	金額					
	千円	千円				
 (資産の部)						
流動資産						
現金・預金		6,369,593				
前払費用		31,093				
未収委託者報酬		478,906				
未収運用受託報酬		4,954				
未収収益		43				
その他の流動資産		2,837				
流動資産計		6,887,429				
固定資産						
有形固定資産 * 1		74,611				
建物	61,062					
器具備品	13,549					
無形固定資産		24,740				
ソフトウェア	23,405					
電話加入権	959					
その他	374					
投資その他の資産		33,620				
投資有価証券	1,375					
長期前払費用	3,652					
操延税金資産 	28,592					
固定資産計		132,972				
資産合計		7,020,402				

当中間会計期間末 2020年9月30日						
科目	金客	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	千円	千円				
(負債の部)						
流動負債						
未払金		348,464				
未払手数料	293,940					
その他未払金	54,524					
未払法人税等		152,591				
未払消費税等		26,698				
未払事業所税		1,049				
前受収益		47,000				
賞与引当金		57,183				
その他の流動負債		3,852				
流動負債計		636,840				
固定負債						
退職給付引当金		112,112				
役員退職慰労引当金		27,955				
固定負債計		140,067				
負債合計		776,907				
(純資産の部)						
株主資本		6,243,618				
資本金		200,000				
利益剰余金		6,043,618				
利益準備金	2,000					
その他利益剰余金	6,041,618					
別途積立金	5,560,000					
繰越利益剰余金	481,618					
評価・換算差額等		124				
その他有価証券評価差額金	124					
純資産合計		6,243,494				
負債・純資産合計		7,020,402				

(2)中間損益計算書

当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日							
科目	金	額					
	千円	千円					
営業収益							
委託者報酬		2,500,993					
運用受託報酬		49,702					
営業収益計		2,550,695					
営業費用							
支払手数料		1,226,854					
広告宣伝費		6,025					
調査費		298,181					
調査研究費	206,062						
委託調査費	92,118						
営業雑経費		32,947					
印刷費	28,720						
郵便料	74						
電信電話料	1,379						
協会費	2,772						
営業費用計		1,564,009					
一般管理費							
給料		277,335					
役員報酬	31,074						
給料・手当	198,391						
賞与	1,353						
法定福利費	42,233						
福利厚生費	4,281						
賞与引当金繰入		57,183					
退職給付費用		31,573					
役員退職慰労引当金繰入		10,003					
交際費		345					
旅費交通費		544					
租税公課		11,569					
不動産賃借料		31,514					
固定資産減価償却費 * 1		14,115					
諸経費		69,113					
一般管理費計		503,298					
営業利益		483,387					
営業外収益							
受取利息		69					
受取配当金		133					
その他営業外収益		289					
営業外収益計		492					

EDINET提出書類 しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

営業外費用		
雑損失		679
	営業外費用計	679
経常利益		483,200

当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日						
科 目		金	額			
		千円	千円			
税引前中間純利益			483,200			
法人税、住民税および事業税			143,096			
法人税等調整額			9,036			
中間純利益			331,067			

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

		株主資本					
		利益剰余金					
	資本金	711.74	その他利益剰余金		利益	株主資本	
	以中亚	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計	
当期首残高	200,000	2,000	4,650,000	1,060,551	5,712,551	5,912,551	
当中間期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			910,000	910,000			
別途積立金の取崩							
中間純利益				331,067	331,067	331,067	
株主資本以外の項目の当中 間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計			910,000	578,932	331,067	331,067	
当中間期末残高	200,000	2,000	5,560,000	481,618	6,043,618	6,243,618	

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	20	20	5,912,531
当中間期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
中間純利益			331,067
株主資本以外の項目の当中間期変 動額(純額)	104	104	104
当中間期変動額合計	104	104	330,962
当中間期末残高	124	124	6,243,494

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 時価のあるもの:投資信託は、中間決算期末前1か月 の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定)
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年~50年 器具備品 3年~20年
3 . 引当金の計上基準	(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
	(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末に おける退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満である ため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中 間会計期間末における自己都合要支給額としておりま す。
	(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常 勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支 給額を計上しております。
4 . その他中間財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のう え、未払消費税等として表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	項目	当中間会計期 2020年9月30	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額	建物	73,677千円
		器具備品	44,203千円

(中間損益計算書関係)

項目	当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,555千円
	無形固定資産	6,559千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

(金融商品関係)

当中間会計期間末(2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	6,369,593	6,369,593	
(2)未収委託者報酬	478,906	478,906	
(3)未収運用受託報酬	4,954	4,954	
(4)投資有価証券	1,375	1,375	
資産計	6,854,829	6,854,829	
(5)未払手数料	293,940	293,940	
(6)その他未払金	54,524	54,524	
(7)未払法人税等	152,591	152,591	
(8)未払消費税等	26,698	26,698	
(9)未払事業所税	1,049	1,049	
負債計	528,804	528,804	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7) 未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末(2020年9月30日)

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	552	500	52
小計	552	500	52
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	823	1,000	176
小計	823	1,000	176
合計	1,375	1,500	124

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	45,198

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日

1株当たり純資産額

1,560,873円56銭

1株当たり中間純利益

82,766円79銭

潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注)算定上の基礎

1株当たり中間純利益

中間純利益 331,067千円

普通株主に帰属しない金額 千円

普通株式に係る中間純利益 331,067千円

期中平均株式数 4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と 密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していること その他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に 該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引 を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
 - 1 (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)

- (2) 資本の額(出資の総額) 690,998百万円(2020年3月末現在)
- (3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の 需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2-(1) 名称

富国生命保険相互会社(指定登録金融機関)(販売会社)

(2) 資本の額

128,000百万円(基金および基金償却積立金)(2020年3月末現在)

(3) 事業の内容

保険業法に基づき生命保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資 信託の取扱いを行っています。

3-(1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

- (2) 資本の額 324,279百万円(2020年3月末現在)
- (3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・資本の額 10,000百万円(2020年3月末現在)
- ・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

4-(1) 名称

富国生命投資顧問株式会社(投資顧問会社)

(2) 資本の額

498.4百万円 (2020年3月末現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受けて、金融商品に係わる投資運用業務および投資助言業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫、富国生命保険相互会社(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

EDINET提出書類

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

有侧趾分曲山青(内国权具店式文量业分)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

(3) 富国生命投資顧問株式会社(投資顧問会社)

委託会社から当ファンドのマザーファンドにおける運用指図(国内短期金融資産の運用指図を除きます)に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について
 - (1) 使用開始日を記載します。
 - (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
 - (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
 - (4) 「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
 - (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
 - (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
 - (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
 - (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
 - (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。(交付目論見書の場合)
 - (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
 - (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)である 旨を記載することがあります。(請求目論見書の場合)
 - (12) 当ファンドの手続・手数料等の概要を記載することがあります。
 - (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。
- 2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に 請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。(交付 目論見書の場合)
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。
- 3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、 当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。
- 5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計士 小松﨑 謙 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年 4 月28日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 大畑 茂

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんフコクESG日本株式ファンドの2020年3月24日から2021年3月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 しんきんフコクESG日本株式ファンドの2021年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期 間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松﨑 謙 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2020年 9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から20 20年9月30日まで)の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと 認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬に よる重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を 作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる 中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には 当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択 及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、 監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に 基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び 適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案する ために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- · 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して 有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で 求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。